

## 議案第 37 号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 10 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の種類  | 物品   |
| 2 | 財産の内容  | 北本市新庁舎Ⅱ期工事に係る什器類一式の調達                            |
| 3 | 取得予定価格 | 16,200,000 円                                     |
| 4 | 契約の相手方 | 埼玉県熊谷市問屋町 2 丁目 5 番 18 号<br>株ムトーセーフ本部<br>本部長 仲 律和 |

平成 26 年 6 月 18 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

## 議案第37号参考資料

### 1 契約の方法等

- (1) 契約の方法  
一般競争入札

### 2 入札参加者

- (1) (株) ムトーセーフ本部
- (2) (株) ワタナベ

### 3 納入期日

平成26年10月13日